

令和8年度 社会福祉法人江府町社会福祉協議会 事業計画

■基本方針

近年、地域福祉を取り巻く全国的な課題として、地方の人口減少、世帯の単身化、地域における関係性の希薄化や社会的な孤立など、課題は山積しています。江府町においても例外ではなく、多様な福祉課題が顕在化しています。こうした状況の中で、「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」を推進することは、社会福祉協議会の使命でもあり、地域の中核的な組織としての役割は、一層重要なものとなっています。

令和8年度におきましても、住民の皆様をはじめ、行政や多くの関係機関と協働し、属性を問わない多様な福祉課題やニーズに対応する包括的な支援体制づくりに努めてまいります。

また、第1次江府町地域福祉活動計画の最終年度にあたり、進捗状況の確認や活動の評価を行った上で第2次計画に反映し、新たな事業構築などの地域福祉活動の推進につなげてまいります。

■重点目標（第1次江府町地域福祉活動計画より）

◎みんなで支えあう地域と人づくり

◎地域福祉を支えるネットワークづくり

◎みんなが自分らしく暮らしていける支援体制づくり

◎安心・安全で健康に暮らせる地域づくり

法人運営部門

【法人運営事業】

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に明記された、地域福祉を推進するための公益性の高い社会福祉法人である。その役割を果たすため、安定した経営基盤の強化と健全な運営を図る。

1. 理事会・評議員会・監査

社会福祉協議会の運営を担う理事会・評議員会を開催し、健全な法人運営を図る。理事会は業務執行に関する意思決定機関であり、評議員会は重要事項の議決機関として運営する。監査会は監事による業務執行状況と財務の監査を行う。

2. 地域住民組織としての社会福祉協議会の基盤整備

(1) 拠点となる事務所の今後のあり方についての検討

町が所有される「地域支え愛センター」の指定管理を受けて、住民の相談窓口、サロン等の健康・介護予防的な活動や各種会議等に活用している。利便性のよい場所であるが、老朽化が進み地域住民の活動拠点としての安全性も懸念されるため、今後の社会福祉協議会の拠点整備について、引き続き検討を行う。

(2) 経営基盤の安定と持続性の確保

社会福祉協議会の主な財源が公的な補助金や助成金、会費や寄付金であることから、事業の透明性や健全な経営、長期的に安定した財源の確保を図る。

3. 職員体制の整備と資質向上のための研修参加

多様化する課題に対応していくため、安定的な職員確保と高い専門性が求められる。本会の業務に必要な研修の参加や積極的な資格取得に努める。

事業部門

【地域福祉活動関連事業】

1. 第1次江府町地域福祉活動計画の推進【計画期間 令和4年度～令和8年度】

現行の第1次計画の最終年度となるため、5か年の取り組みを評価した上で、新たな事業構築など、地域福祉の推進へとつなげる。第2次計画は、本計画の基礎となる江府町地域福祉計画と一体的な策定を行うことにより、より発展的な計画を策定できるよう努める。

2. 福祉大会の開催

社会福祉への理解と地域福祉活動を積極的に推進していくための啓発活動のひとつとして、講演会等を開催する。また、永年にわたり、社会福祉の発展に功績のあった方々に対し、顕彰と感謝の意を表するとともに、社会福祉の活動への意識を高める機会とする。
(開催予定:7月頃)

3. 広報活動による情報発信

社協だより、ホームページ、SNS(インスタグラム、フェイスブック)を活用した活動周知を行う。(社協だより 年3回発行)

4. 福祉教育の推進

奥大山江府学園を福祉教育推進校に指定し、一年を通して福祉の心を育む取り組みを行う。また、「ふるさと魅力発信科」の課程の中で福祉体験学習や地域住民とのふれあいを通して地域に愛着をもち、思いやりの心を育む学習を実施する。

5. 愛の輪協力員の推進

70歳以上の独居高齢者などの見守りを近隣住民に委嘱し、地域で住民同士が支えあう仕組みをつくる。

6. 見守り支援会議の定期開催

関係機関との連携を図るため、町包括支援センター、町福祉事務所等との定期的な情報共有の場を持つ。(月1回)

7. 配食サービス事業の実施

75歳以上の独居・高齢者世帯等に昼食弁当を配食する。食事の提供だけでなく、安否の確認も行う。(生活支援型:毎週月～金曜日 ふれあい型:毎月第2水曜日)

8. 買物支援サービス事業の実施

日常的に買物に不便を感じている概ね65歳以上の運転をされない高齢者に対し、買物のための移動を支援する。(1世帯あたり月2回まで 江府・日野町・伯耆町内)

9. こどもサロンの実施

奥大山江府学園の振替休業日に、地域で子どもを見守る取り組みとして実施する。子どもの居場所づくりと福祉学習、多世代交流などを行う。(対象:1～5年生)

10. 福祉座談会の開催

集落に出向き、社協の活動周知や地域福祉活動への理解を深めてもらう機会とする。また、支え愛マップづくり等を通じて我がまちの課題を自分ごととしてとらえ、災害時だけでなく、日ごろの支え愛活動への意識の醸成を図る。(目標 8集落)

11. ほっとサロンの開催

集落に出向き、脳トレ、レクリエーションなどを通して参加者の身体機能の維持に関心をもってもらうきっかけづくりとし、集落や世帯のようすを話し、共有することで、地域の状況に触れる機会とする。

また、活動を通して職員が人や地域の困りごとを把握し、課題の早期解決につなげる。(目標 20集落)

12. 支え愛マップの作成

集落に出向き、支え愛マップづくりを行う。マップづくりを通して、自分たちの暮らす地域のことを知り、平時にも災害時にも住民同士で支えあえる体制について考える。

(福祉座談会との合同実施 目標:8集落)

13. 要支援者のニーズ把握

見守り訪問やサロン活動等で住民の困りごとや課題に気づき、適切な支援へとつなぐ。

14. 福祉有償運送サービス事業の実施

公共交通機関の利用が困難な人の医療機関への送迎や福祉サービス利用の際の移動手段として、車いすリフト車を運行する。

15. 重層的支援体制整備事業の実施(町受託事業)

住民ニーズや課題を把握し、公的な福祉制度だけでは解決できない多様化・複雑化しているケースの課題に対し、必要な支援を地域や関係機関で連携し一体的に支援する事業。地域の居場所づくり、相談しやすい環境を構築することも目的として実施する。

16. 生活支援体制整備事業の実施(町受託事業)

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域の多様な資源と連携して生活支援・介護予防サービスの体制を整える事業。

高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、個々のニーズを把握し、公的なサービスだけでなく、多様な日常生活上の支援体制の仕組みを構築する。

【ボランティア推進事業】

地域住民の自主的な活動により、地域社会を住みよくなる活動や、住民どうしの支えあい活動など、社会的な活動の参加促進や、個人、グループの活動を支援する。

1. ボランティアセンターの運営

住民へボランティア活動について広く周知するとともに、ボランティアに対する理解と関心を深める活動を実施する。ボランティアに興味がある方が活動しやすい環境を整える。

2. ボランティア研修会の開催

ボランティアを始めたい方や活動中の方に対して研修会を開催する。(年1回)

3. まちなかサロンの実施

転倒や認知症予防を目的に、機能の維持向上を目指したプログラムを取り入れながら実施する。また、地域サロンのない江尾地区の方や、バス利用者が来やすく、より多くの方が参加できるよう、地域支え愛センター(社協)から、防災情報センターへ会場を変更する。高齢者の閉じこもり予防や、生きがいや楽しみ場の場としての役割も担う。

(毎週火曜日※年4回臨床美術講座)

4. 俣野いこい広場の実施

俣野地域の住民の居場所づくりを推進し、認知症予防や住民の交流の場として実施する。個別の課題発見にも努める。

(毎月第4木曜日)

5. オレンジカフェの実施

誰でも自由に参加でき、お茶を飲みながら、閉じこもりや認知症の予防、生きがいづくりの場として実施する。また、毎週開催することで、参加者からのニーズ把握や状態の変化に早い段階で気づき、適切な支援へとつなぐ。(毎週木曜日※第4木曜日はいこい広場)

6. 俣野ふれあい食堂

俣野地区で令和6年度から開設。食を通じた住民同士の交流と支えあいの場、気軽に相談できる場となっている。2年間の特別助成事業が終了し、使用備品が整備でき、地域の方の生活習慣の中にも定着した活動となっている。令和8年度も引き続き、地域住民が主体となった活動が、長く継続していけるよう、活動のバックアップを行う。

(毎週木曜日※第4木曜日はいこい広場)

7. 神奈川交流サロン

旧明倫小学校区の高齢者を対象に、閉じこもりや認知症予防を目的としたサロン。地域のひとと気軽につどい、脳トレ、音楽療法、お茶を飲みながら語らいの時間をもつ。

(毎週金曜日・第2金曜日のみ音楽療法)

8. 地域の支え愛活動の拠点づくり支援

旧小学校単位ごとに、地域住民を対象とした居場所や交流の場となる拠点づくりを行う。住民自らが主体となって、顔の見える関係性、気かけあう関係性が生まれる環境づくりに努める。広域での実施が難しい地域については、集落単位での活動を積極的に進める。

9. 制服リユース事業の実施

奥大山江府学園の児童生徒が使用しなくなった制服や体操服の寄附を募り、それらを必要な世帯へ無償で提供することにより、子どもの就学や子育て世帯を支援、SDGS の活動の取り組みも推進する。

10. 災害ボランティア等の体制整備

(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルに基づいた支援が円滑に進められるよう、行政や関係機関と連携し、災害時の対応について、継続的な確認協議を行う。

(2) 災害ボランティアセンター運営研修などの参加により、職員のスキルアップを図る。また、住民にも広く参画してもらうことにより、平時からの防災意識の共有や災害時の協力体制の強化を図る。

【相談・権利擁護関係事業】

様々な悩みや困りごとを持つ方の相談を受け止め、必要な支援につなげられる仕組みづくりに取り組む。課題やニーズをキャッチできる専門職員の資質向上と、関係機関との連携体制強化により、誰一人取り残さない包括的な支援体制の充実に努める。

1. 関係機関・団体との連携

関係機関との情報共有・連携を行い、抜けもれなく必要な支援につながるよう支援する。

2. 相談体制の充実

訪問や来所、電話相談等による相談窓口の機能を充実させ、あらゆる相談も受け止め、適切な支援につなげる。

3. 生活困窮者自立支援事業の実施(町受託事業)

経済的・社会的に困難な状況にある方が自立できるよう、相談支援から就労・住居・家計改善まで包括的に支援する。

4. 日常生活自立支援事業の実施(県社会福祉協議会受託事業)

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方への福祉サービスの利用支援や、日常的金銭管理等の支援を行う。

5. 法人成年後見事業の受任(権利擁護ネットワークほうきの会員として実施)

認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいのある方で意思決定が困難な方を支援するために、本会が法人として成年後見人等になることで、ご本人の財産管理、身上保護などの法律行為を行う。

6. 生活福祉資金貸付事業の実施(県社会福祉協議会受託事業)

低所得世帯等に対して生活維持のために必要な資金の貸付けを行い、経済的自立や、暮らしの立て直しを図り、安定した生活ができるように支援する。

7. あんしん生活預かりサービス事業

家計管理に課題を抱える方を対象とし、通帳等を預かり適切に管理することにより課題解決につなげる。

8. 生計困難者に対する相談支援事業(えんくり事業)の推進

県内の社会福祉法人が協働して生計困難者に対する支援事業を行う。

9. フードサポート事業の実施

一時的に食料の確保に困っている世帯に対して、緊急的に食料等を支援する。食材の提供者を募り、地域住民が互いに助けあう仕組みのもと、必要な食料品を現物支給する。

【関係団体の運営】

- (1) 江府町共同募金委員会
- (2) 江府町老人クラブ連合会
- (3) 江府町身体障害者福祉協会
- (4) 江府町遺族会
- (5) 江府町シルバー人材センター